

令和 6 年 6 月 5 日

盛岡 広域振興局長

提出者 東北労働金庫岩手県本部
住所 〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6-7
氏名 東北労働金庫 岩手県本部
本部長 金田一 文紀

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

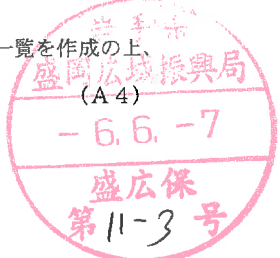
主たる工場又は事業場の名称	東北労働金庫岩手県本部	* 整理番号			
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県盛岡市長田町6番7号	* 受理年月日	年 月 日		
エネルギー使用量	25 kl	* 施設番号			
自動車の使用台数	78 台				
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。				
二酸化炭素の排出の抑制のための措置					
その他の地球温暖化の対策に関する事項					
変更年月日及び理由	年 月 日				
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない				

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
東北労働金庫岩手県本部	〒020-0062 盛岡市長田町6-7	0.631 kℓ
東北労働金庫盛岡支店	〒020-0062 盛岡市長田町6-7	5.103 kℓ
東北労働金庫釜石支店	〒026-0034 釜石市中妻町2-1-7	1.130 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
東北労働金庫大船渡支店	〒022-0002 大船渡市大船渡字笹崎250-7	2.390 kℓ
東北労働金庫一関支店	〒021-0821 一関市三関字神田17-1	2.851 kℓ
東北労働金庫花巻支店	〒025-0092 花巻市大通り1-9-25	1.803 kℓ
東北労働金庫宮古支店	〒027-0075 宮古市和見町8-37	1.814 kℓ
東北労働金庫北上支店	〒024-0061 北上市大通り4-1-25	2.661 kℓ
東北労働金庫奥州支店	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字後樋78-2	3.767 kℓ
東北労働金庫二戸支店	〒028-6103 二戸市石切所字川原60-2	1.484 kℓ
東北労働金庫遠野支店	〒028-0523 遠野市中央通り4-3	0.535 kℓ
東北労働金庫久慈支店	〒028-0023 久慈市新中の橋第37地割60-2	1.463 kℓ
東北労働金庫盛岡北支店	〒020-0132 盛岡市西青山2-18-55	3.087 kℓ
	〒	kℓ
	〒	kℓ
	〒	kℓ
	〒	kℓ
	〒	kℓ

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

・節電及びアイドリング削減・冷暖房の温度管理を徹底し、2026年度までに2023年度比3%削減を目指す。
CO2排出量を2024年度から毎年度1%削減を目指す。

【具体的な取組】

○省エネルギー

・こまめな節電、冷暖房の温度管理の徹底。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

○自動車利用抑制

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

・県内営業店へ協力周知をする。

(3) 計画の達成度の把握方法

・各営業店より、車両台数・走行距離・給油量の報告を求め算出する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ①5月～9月までの5ヶ月、クールビズを実施し、夏場の室内温度を28度設定基準として取組む。
- ②不必要な照明の節電。
- ③ごみのリサイクル分別。
- ④建物内のエレベータを極力使用しない。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (2023年度)

自 動 車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	78 (0)	28,722 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	65,776 kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	78 (0)			65,776 kg-CO ₂

- 備考 1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

- ・2023年度を基準として、3年間で二酸化炭素の排出量を3%削減する。

【具体的な取組】

○エコドライブ

- ①急発進・急停止をしないよう、安全運転に心がける。
- ②時間に余裕を持った運転に努める。
- ③アイドリングの削減とエアコンの抑制を図る。

○輸送の合理化

○電動車

○自動車利用抑制

- 備考 主に次のことを記載してください。
- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
 - ・輸送方法の合理化に関する取組
 - ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
 - ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

・節電、クールビズの実施、アイドリングの削減等、地球温暖化対策に取り組む。